

令和5年 天草市農業委員会第7回総会議事録

令和5年7月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和弘 君
3番	金棒 康二 君	4番	淀川 洋一 君
5番	猪原 真滋 君	6番	中村 三千人 君
7番	野中 幸廣 君	8番	平岡 敬則 君
9番	川口 明 君	10番	富崎 ますみ 君
11番	黒川 紀世子 君	12番	端田 睦子 君
13番	山並 彰一郎 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上原 和之	局長補佐	松本 馨
書記	浦川 優也	書記	濱 朋也
書記	宮川 楓大		

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第39号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第40号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第41号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
日程第5	議第42号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第6	議第43号	非農地証明書交付申請について
日程第7		報告事項について

閉 会

開 会 14時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和5年天草市農業委員会第7回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。大変暑い中、参加していただきまして誠にありがとうございます。今日で梅雨は終わったとの予報でしたが、昨日から夕立が続いていて、例年と変わった天候になっております。また、昼間は非常に蒸し暑い日が続いております。その中で最適化推進委員さんが利用状況調査をしておられますので、皆さんも健康には留意していただきたいと思います。コロナが5類になってから、天草市では感染者が多くなっているそうですので、マスクは着用したままの状態、総会を進めていきたいと考えております。また、7月の下旬くらいから稲刈りも始まります。大変だと思いますが、体が一番ですので熱中症にならないように頑張ってくださいと思います。それと、8月末まで、農地最適化推進委員の皆さんは利用状況調査をされておりますが、タブレットに入力するための研修をしてほしい方は、事務局が対応しますので相談していただきたいと思います。有明地区では、盆終わり頃に一回と8月の総会前に一回研修を開催していただきたいと思っておりますので、各地区の農業委員の皆さんが最適化推進委員の皆さんに意向を確認して、事務局に連絡していただければ幸いです。本日は、3条が9件、5条が9件、利用権の設定等の合計42件が提出されております。慎重なるご審議をお願いしたいと思います。それと来月末に農業委員と最適化推進委員で初めて1泊2日の委員研修を組むことになりました。最適化推進委員の皆さんを誘っていただいて参加していただければと思います。また、総会の後は農業者年金加入の推進委員会も計画されておりますので、速やかに進めていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、11番黒川委員、12番端田委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第39号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。福岡県の譲受人は、熊本市の譲渡人より、下浦町の畑2126㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道下浦馬場線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基

準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。また、譲受人は8月に福岡県から移住される予定です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。7月20日に現地確認に行きました。下浦でもかなりの端のところ、ここに福岡の方が移住してくると聞いて驚いたところです。資料のとおり草も刈ってありました。近隣の方は、ここに移住して来られるのですねと驚いておられました。有効的に利用してほしいと思って見てきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。下浦町の譲受人は、亀場町の譲渡人より、下浦町の畑378㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。7月20日に現地確認に行きました。その際にちょうど譲受人の方が畑の手入れをされていました。〇〇〇〇の〇〇のすぐ〇〇の農地で、下限面積の要件が改正された関係で、手に入れることができ大変喜んでいらっしゃいました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。有明町の譲受人は、浄南町の譲渡人より、有明町の田 376 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道河内上津浦港線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○議長（本田実君） 1番本田です。先日現地の確認に行きました。譲渡人が農地の管理ができないということで、近所の方に譲って管理していただく形で決まったそうです。道はありますが便利が悪い道で、譲受人が付近に農地をたくさん持っておられるので、ミカンを植えて管理をしたいとのことでした。何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4番について説明します。有明町の譲受人は、志柿町の譲渡人より、有明町の畑 1996 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○議長（本田実君） 1番本田です。7月23日に現地確認をしてみました。〇〇〇の〇〇の〇〇が申請地の畑になっており、これから管理していきたいとの事でした。何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 5番について説明します。栖本町の譲受人は、福岡県の譲渡人より、栖本町の畑184㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。7月19日に松本推進委員と現地確認を行いました。申請地の向かい側の家は最近建てられた家で、申請地周辺は毎年のように家が建っています。ここに野菜を作られるのかと思いましたが、事務局から渡された資料には、耕作されるということでした。特に問題ないと思います。ただ、野菜を作られるには客土をしたほうが良いと思いました。ご審議よろしくお祈いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の2ページをご覧ください。6番について説明します。五和町の譲受人は、福岡市の譲渡人より、五和町の田1571㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へそれぞれ約〇〇kmと〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲と野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。7月24日に馬場推進委員と現地確認に行きました。○

○の方は、譲受人の方が長い間借りて耕作されており、この機会に売買で取引されたいそうです。○○の方は、私が現地確認をした時には草刈りをしてありませんでしたが、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 7番について説明します。五和町の譲受人は、福岡県の譲渡人より、五和町の畑170㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した○○○○から○○へ約○○km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。先日、原田推進委員と現地確認に行きました。事務局の説明どおり、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 8番について説明します。五和町の譲受人は、合志市の譲渡人より、五和町の畑590㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した○○○○から○○へ約○○km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。7月24日に田口推進委員と現地確認に行きました。譲渡人の方は合志市にいらっしゃいまして、申請地が〇〇〇〇の〇〇のすぐ〇〇にある案件です。管理ができない状況なので、買っていただけないかと話をしたところ、了承を得たということです。特に問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 9番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田370㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。7月19日に小林推進委員と現地確認に行きました。

〇〇〇の方の〇〇が近くにあり、お話ししました。何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第40号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は城下町の法人で、本渡町の畑685㎡を売買により取得し、建築条件付き宅地分譲する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、住宅用地としての需要が見込まれるため、宅地4区画、公衆用道路として整備し、利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日現地確認に行きました。申請地は現在、長年耕作されていない遊休農地のような状態です。近くは住宅街で、申請地も住宅として転用されるので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は今釜新町の個人で、今釜新町の畑363㎡を売買によって取得し、貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、貸駐車場として需要が見込まれるため、駐車場7台、進入路として利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日現地確認に行きました。既に駐車場として利用されており、始末書も出ておりますので何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。転用者は楠浦町の個人外1名で、楠浦町の畑407㎡を売買により取得し、個人住宅及び公衆用道路に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、庭、公衆用道路として整備し、利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認に行きました。申請地付近には住宅が点在しており、住宅を建てられるのに問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4番について説明します。転用者は下浦町の個人外1名で、志柿町の畑332㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図に

なります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に上下水道管の配設工事が行われていたため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。先日現地確認に行きました。周辺にはほとんど家が建っていて、宅地用に区画整備されている土地です。周りに農地は残っていないので、仕方がないことかなと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の4ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は今釜町の個人で、佐伊津町の畑329㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台、転回スペース、庭として整備し、利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。7月21日に堤内推進委員と現地確認に行きました。住宅に転用されるということですが、周りも住宅が建ってありました。問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑584㎡を贈与により取得し、植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道河内上津浦港線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難で山林として管理したいため、ヒノキ90本を植林する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に植林済みのため、譲受人から始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○議長（本田実君） 1番本田です。先日現地確認に行きました。3条3番の案件の譲渡人・譲受人と同じ方です。管理ができないため、贈与で取引して管理してもらいたいということでした。何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 7番について説明します。転用者は栖本町の法人で、栖本町の畑210㎡を売買により取得し、作業場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、日照、通風等の条件が干物を乾燥させるのに適しており、作業場として利用したいため、作業場として利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。

ん。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。松本推進委員と現地確認に行きました。始末書のとおり、既にコンクリートで固めてありました。仕方がないことかなと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（濱朋也君） 8番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の畑301㎡を売買により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭なため、住宅1棟、倉庫1棟、カーポート1棟、駐車場、庭として利用する計画です。資料③の10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。松本推進委員と現地確認に行きました。始末書も出ておりますし、譲受人も近くにお住まいですので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、9番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（濱朋也君） 資料②の5ページをご覧ください。9番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑35㎡を贈与により取得し、農機具・飼料置場に転用する案

件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農機具置場及び飼料置場が不足しているため、トラクター 1 台、飼料置場として利用する計画です。資料③の 11 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。7 月 24 日に原田推進委員と現地確認に行きました。この案件は 3 条 7 番と同じ申請者で、3 条の申請地と隣接しています。事務局からの説明どおりで始末書も出されております。娘婿さんが跡継ぎに入られて、近くで畜産業を営んでおり、その農機具・飼料置場として利用されたいそうです。問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 4、議第 41 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。資料②の 6 ページから 12 ページをご覧ください。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 9 件、再設定が 2 件、合計 11 件で、筆数 40 筆、総面積が 67,381 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 12 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」をすべて満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませ

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長(本田実君) 日程第5、議第42号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。資料②の13ページから16ページをご覧ください。更新の計画が2件、再配分の計画が2件、利用権移転の計画が0件、合計4件で、筆数34筆、総面積が29,310㎡となっております。以上の計画は耕作又は養畜の事業を行う個人であり、資料③の13ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第2項の要件」をすべて満たしております。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長(本田実君) 日程第6、議第43号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 非農地証明書交付申請件数は、有明地域が1件、栖本地域が2件、五和地域が2件、の計5件です。筆数は全体17筆、面積は7,205.65㎡となっております。資料③の14ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の17ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から3番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が4番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が5番から7番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が8番

から 10 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へそれぞれ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が 11 番から 17 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へそれぞれ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真になります。全部で 4 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。4 枚目です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1 番から 3 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 4 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 5 番から 7 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 8 番から 10 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 11 番から 17 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の18ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は1件。田を畑として利用したいというものでした。第4条の許可不要転用届は1件。農業用倉庫として利用したいというものでした。第5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和5年天草市農業委員会第7回総会を閉会致します。

閉 会 15時30分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本田美

署名委員 黒川紀世子

署名委員 端 日 睦子